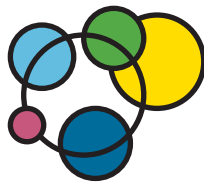


そわにえ Soigner

第11号

「Soigner (ソワニエ)」とは、「世話をする・手当てする」という意味のフランス語です。

2007年10月15日発行



発行/東京訪問看護ステーション協議会 (責任者 森山弘子)
〒162-0815 東京都新宿区筑土八幡町4-17
社団法人東京都看護協会内
TEL : 03-5229-1534・1520 / FAX : 03-5229-1524

INDEX /

- さんぼみち……………① 委員会報告……………⑤
- 研修会報告……………② インタビュー……………⑥
- イベント報告……………③ STこぼれ話……………⑦
- ステーション紹介……………④ 編集後記……………⑧



【白川郷】STコスモス 伊波巴子さん撮影

介護保険制度が始まって早7年が経過いたしました。「措置から契約へ」「国民全体で支えあう」をテーマにスタートした介護保険も昨年大きな改正があり、「介護予防」「自立支援」を強調して今日に至っております。

私は平成12年の制度開始より今日まで介護保険制度の中で仕事をしてまいりました。現在は地域包括支援センターで働いております。ご承知のとおり地域包括支援センターは要支援の利用者、特定高齢者の介護予防プランの作成機関として昨年の法改正において誕生した組織です。この1年半、地域包括支援センターの仕事を通じて介護保険制度を顧みます時に切に感じますことは、介護保険制度の理念と利用者が求める介護福祉制度のあり方において大きなギャップが存在していることです。地域のケアマネジャーがケアマネジメントにおいて苦勞している現実も、このギャップゆえのことであると痛切に感じるのです。

ケアマネジメントによる援助が目的とするところは端的に言ってしまえば、「ケアプラン第2表に記載された、生活の解決すべき課題(ニーズ)を実現すること」です。目標設定を行って目標(ゴール)にいかにか到達するか?がケアマネジメントの課題であります。しかしながら利用者にとっての現実には、「サービスを



利用すること」が目標になってしまっていることです。医療の現場に言い換えますと、「病気を治すことが目的なのではなく、薬を飲むことが目的」になってしまっていることと同義です。こうした現状からケアマネジャーが「思うようにケアマネジメントできない」と嘆きの声をあげるのではないのでしょうか。

法改正により「介護予防・自立支援」の理念が大きく謳われる今日です。国の考えるこの理念が妥当なのか?否か?賛否はあるでしょう。根本的な議論として今後も考えていかなければならないことです。しかし、制度の良し悪しは別として、制度を利用する利用者も正しく介護保険制度の意義、理念を学ばなければならぬと思います。制度である以上一定のルールがあります。サービスを受ける側も提供する側も互いに同じ土俵の上で、共通理解を持っていなければ、本来的に介護保険制度の目指す理想へは近づけないのではないか?と思うのです。

在宅介護に関わる私たち一人一人が正しい理解をもって、利用者に最大限の専門性を提供し、そして利用者も最大限の専門性を享受する。その関係性においてこそ、私たち対人援助職者の存在意義があるのではないのでしょうか。



特定非営利活動法人
東京都介護支援専門員研究協議会
理事 木村 靖

専門職として

靖